

市議会議員

おのざわ康弘の

会派活動報告

ひげ通信



2015

No. 46

発行日 15-10(やまぶき会 小野澤康弘)

おのざわ康弘ホームページ
Tel.049(232)5789 Tel.049(231)4850 <http://onozawayasuhiro.com/>

定例市議会報告（9月議会）

川越市議会第4回定例会（9月議会）は9月1日に開会されました。市長より提出された32議案、議会提出議案4件、特別委員会報告（継続審査）を含め、すべて原案可決し、9月30日に閉会となりました。毎年のごとくありますが、9月定例会では前年度（平成26年度）の決算認定に関する議案が提案されることにより、委員会審査も通常より時間を要することや、又6月議会にて新しく設置した4つの特別委員会が新たに日程に追加されたこと、更にシルバークライク等が重なった為、大変タイトな議会日程の中で慎重な審査が行われると共に各議員22名による一般質問等も行われた議会でありました。

＜4特別委員会について＞

以前にも掲載いたしましたことが、特別委員会が4つ設置されたことにご承知と思いますが、各特別委員会では委員会自らの発意により、問題を調査し、提案等も行っているようです。今回の本会議の中では、決議第2号などは特別委員会の中でも提案としては早い段階での調査、検討によるものと思われまます。

○川越駅周辺対策特別委員会（大泉一夫委員長）には「やまぶき会」

から中原秀文議員と矢部 節議員が選出されております。この委員会ではすでに完成した川越駅西口デッキ、ウエスタ川越等により、今後の川越駅周辺に対し、川越駅西口市所有地の利活用事業の推進や、駅を中心とした今後の対策などの調査、研究等を行い、委員会に付議された問題について審査を行ってまいります。今回はその一環として埼玉県川越地方庁舎跡地を早期に取得するよう求める決議案が本会議に上程され可決いたしました。内容としては、埼玉県川越地方庁舎跡地はかつて市が取得し埼玉県に寄付した土地であり、埼玉県としても埼玉県川越地方庁舎の機能がウエスタ川越に移転した後は、地元の意向などを聞きながら地域のまちづくりに配慮した利活用の場となるよう努めるとしている。また、これまで川越駅西口周辺整備に関する特別委員会や多くの議員が、埼玉県川越地方庁舎跡地について、今後のまちづくりに様々な活用が見込める場所であるため、埼玉県と十分に協議するよう要望してきたところある。よって、今

後、川越駅西口のまちづくりを進めるにあたり川越駅に近接する貴重な土地である埼玉県川越地方庁舎跡地については、市としての利用価値を重く受け止め、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける暫定活用を視野に入れながら、早期に市民と埼玉県にその利活用方針を示し、跡地を取得するように市に要望する。ということで決議いたしました。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会（江田 肇委員長）には「やまぶき会」からは、小野澤康弘議員、小高浩行議員が選出されております。この委員会ではオリンピック関係の情報提供をいたさんと共に、予定会場周辺の道路交通アクセス等を実際に調査し、更にはもより駅と

なるJR川越線笠幡駅の整備方針について確認を行いましたところ、笠幡駅西側には約2000㎡程度の広場を計画していきたいとの考えを確認させていただきました。今後この委員会では主に交通アクセス等の調査を行っていく、との正副委員長方針と伺っております。

○人口問題と社会現象に関する特別委員会（小野澤康弘委員長）には「やまぶき会」からは、小高浩行議員、小野澤康弘議員が選出されております。付議事項としては、少子化

対策、高齢化対策等、その他3点であります。領域が広く委員会の中では、まず各委員さんの人口問題や人口減少等、少子高齢化対策についてのそれぞれの考え方や、この問題についてのとらえ方について意見を交換させていただき、行政側の施策や、今後国の対応策を含め民間団体などの意見交換などさまざまな進め方を整理して人口問題と社会現象について絞り込んでいきたいと考えております。委員会としては本会議中並びに閉会中にも委員会を開催し、できるだけ議論を行いしつかり調査等を行ってまいりたいと考えます。

○いじめ問題対策特別委員会(近藤芳宏委員長)ですが「やまぶき会」からは矢部 節議員、中原秀文議員が選出されております。このいじめ問題対策ですが、大津市のいじめ問題により教育委員会制度が大きく変わるほど、こどものいじめ問題についてはたいへん重要な問題としてとらえています。文化教育常任委員会等でも本市におけるいじめ問題や対策などについて議論はされてきましたが、更に特別委員会として今後の対策や調査に期待されるものと思われれます。

主な議決案件

9月定例議会の主な議案

- 利益の処分について (9月1日～9月30日) (原案可決) 2件
- 決算認定について (原案可決) 10件
- 町の区域について (反対有り) (原案可決) 1件
- 条例の制定について (原案可決) 3件
- 条例の一部改正について (異議有り) (原案可決) 4件
- 請負契約について (異議有り) (原案可決) 1件
- 訴えの提起について (原案可決) 1件
- 財産の取得について (異議有り) (原案可決) 1件
- 道路認定、廃止について (異議有り) (原案可決) 4件
- 補正予算について (原案可決) 3件
- 平成26年度健全化判断比率報告書 (原案可決) 1件
- 平成26年度資金不足比率報告書 (原案可決) 1件
- 意見第2号 (人権擁護委員) (同意、嶋崎拓男) 1件
- 同意第3号 (人権擁護委員) (同意、栗原純一) 1件
- 選挙第6号 (埼玉県後期高齢者医療広域連合議員) (原案可決) 1件
- 決議第2号 (委員会提出議案) (原案可決) 1件
- 許可第1号 (原案可決) 1件

(議会運営委員会委員の辞任) 1件
(岸 啓祐議員一身上の都合により辞任許可) 1件
選任第7号 (議会運営委員会委員の選任) 1件
(選任、萩窪利充)

2020年東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会報告 (継続審査)

川越駅周辺対策特別委員長報告 (継続審査)

人口問題と社会現象に関する特別委員長報告 (継続審査)

いじめ問題対策特別委員長報告 (継続審査)

※詳しくは議会だよりを参考に成いたしました。
※会派やまぶき会は全ての議案に賛成いたしました。

〈主な議案から〉

議案第72号 川越市みなで支える観光基金条例を定めることについて
趣旨

本市の観光の振興を図る為、川越市みなで支える観光基金条例を制定しようとするものです。

制度の内容

川越市みなで支える観光基金に關し、積立て、管理、運用益金の処理、処分等について規定しようとするもの。

※今回の条例制定の経緯には6月議会で議案として提出された、菓子屋横丁の復興に關する決議を市側が重く受け止めての条例制定と思ひます。

議案第77号

仮称、川越市新学校給食センター整備事業用地の取得について
取得の目的

仮称川越市新学校給食センターを整備するため、川越市土地開発公社が先行取得している土地を取得しようとするものです

土地の表示 川越市大字菅間字石橋18番地1、他3筆
取得面積 13,280.78㎡
(4017.436坪)

取得価格 2,120,068,620円
(取得単価 約159,634円/㎡)
(一坪辺り 約527,714円)

契約の相手方 川越市土地開発公社
※今回の土地取得に關しては今後想定されるPFI・BOT事業による仮称新学校給食センター整備事業によるものであります。想定される学校給食の供給能力は約12,000食(小学校12校、中学校12校)と考えられます。

文化教育常任委員会の私の質疑

文化教育常任委員会での私の質疑は、特に決算認定の部分について発言をさせていただきます。

質疑趣旨

子ども達の教育環境を整備する上で学校施設及び、教材等に今以上に予算を計上すべきである。
委員会の中で、私は学校施設等の修繕に關する質疑を行うにあたり、資料の要求をいたしました。大規模な改修工事とはかく、学校施設の修繕等に對する各校への予算配分が少なく感じました。

各学校は毎年1回施設の改善要望を教育委員会に提出するのですが、実際はその改善要求達成率がかなり低い状況であることが頂いた資料による質疑により確認できました。

日頃から私も耳にする学校の雨漏りや子ども達が使用する楽器等の機材がかなり古く傷んでいたり、私が見ても改善すべき点をいくつか指摘させていただきました。また教育の現場である学校がこの様な状況であることに対して教育長並びに教育委員長にも意見や感想を求めました。私の意見として学校教育の向上を求めるのであれば、もう少し教育費の確保について教育委員会として強く予算要求をしてはどうかと、次年度に向けての要望もいたしました。

物を中心にレッドデータブックの作成について市の施策を通して市の考えをお伺いした経緯があります。今回は少し緑について質問いたしました。緑といってもどちらかと言うと、草花では無く樹木についてを対象といたしました。

質問趣旨

自然環境というものは大きく分けると原生的自然環境、次に里地、里山などの2次的自然環境、そして市街地の自然環境に分けられると言われております。原生的自然環境では、自然環境保護法、都市公園法、森林法などで保全されており、市街地の自然環境は都市緑地法があり、都市公園、その他の都市における自然環境と相まって、良好な都市環境の形成を図る法律で担保されています。しかし、2次的自然環境、いわゆる人間の活動で創出されたり、人の手を加えることで管理、維持されてきた自然環境はまだ保全に値する法律も少なく色々と問題になりがちです。さて、我が市の中でも街路樹一つとっても緑について良い計画をつくり一時はたいへん好評であったものの樹が大きくなりすぎて住民からの不満の対象となり、剪定してしまい、その結果、街路樹の緑の保全や景観など、市もお叱りを受けたこともあり、あるようです。樹を残すということは、たいへん多くの課題の解決と理解が必要であると私は思います。今回はその

自然環境というものは大きく分けると原生的自然環境、次に里地、里山などの2次的自然環境、そして市街地の自然環境に分けられると言われております。原生的自然環境では、自然環境保護法、都市公園法、森林法などで保全されており、市街地の自然環境は都市緑地法があり、都市公園、その他の都市における自然環境と相まって、良好な都市環境の形成を図る法律で担保されています。しかし、2次的自然環境、いわゆる人間の活動で創出されたり、人の手を加えることで管理、維持されてきた自然環境はまだ保全に値する法律も少なく色々と問題になりがちです。さて、我が市の中でも街路樹一つとっても緑について良い計画をつくり一時はたいへん好評であったものの樹が大きくなりすぎて住民からの不満の対象となり、剪定してしまい、その結果、街路樹の緑の保全や景観など、市もお叱りを受けたこともあり、あるようです。樹を残すということは、たいへん多くの課題の解決と理解が必要であると私は思います。今回はその

行政の情報は市民の共有財産である

私の議会質問

今回の一般質問は環境面から考えた「遺産としての緑について」と、もう一点は現状における問題や地域課題として「なぐわし公園について」の2項目を行いました。

「遺産としての緑」について

私は環境という視点での一般質問においては、平成25年9月議会の中で「自然環境と生物多様性」について質問してありますが、その中では特に野生動植

ような観点から私は「緑(樹木)」を遺産というかたちでとらえ、考え100年の単位で保全、植樹など将来計画を立てたらどうかという考え方も、もう一方では市政60周年時に制定した日頃「どんぐりの木」で親しまれている川越市の木かきを市の遺産として位置づけてはどうかという点の質問をいたしました。

※市の木かきは通称「どんぐりの木」として親しまれています。

1. 樹の寿命はどのくらいか?
2. 市の木かしはどのようにPRしているのか?また、市の公共施設においてかきをどのくらい植樹しているのか?



3. 市民に対して市の木かしの認知に係る意識調査を行ったことがあるか?
4. 現在、市内の樹木の保全や緑化に関する市の施策はどのようなものがあるか?

5. 市の木かしについて今後更にPRする方法は考えられないか?また、か

しを市の遺産として考えられないか? 6. 市内の樹木を保全すると共に新たに増やしていく為には100年単位で将来を見据え、樹木を遺産として残す計画的な取組が必要だと思いが市の見解を伺いたい。



「なぐわし公園について」

次に、項目としては大項目として「なぐわし公園について」であり、小項目として「なぐわし公園P i K O Aの現状について」と「なぐわし公園と周辺整備について」であります。質問の趣旨としては温水利用型健康運動施設P i K O Aがオープンしてから3年が経過し、すでに3年間で予想をはるかに上回り利用者が100万人を突破いたしました。川越市として初めてのP F I事業としての成功事例として私も大変評価するものであります。しかし本来の想定利用者数この事業施設開始に伴う建設、運営に対する事業要求水準によると年間15万人程度であり、3年間では45万人程度ということでしたが大幅な利用者数増大で喜ばしい限りであります。8月に発生した、一部の浴槽でレジオネラ菌の検出による施設の一部利用停止期間があった事などを鑑み、本市と事業者との契約期間が

まだ11年以上残すことを見込んで、本市の対応や課題の整理について質問を行いました。また、関連として「なぐわし公園」に対するアクセス道路の夜間の照明不足による暗さによる問題も指摘し、改善などの要求を質問いたしました。

「PiKOAの現状について」

Q. オープンしてから3年間が経過するが、この間のPiKOAを利用した人の数は？また、温浴施設を利用した人の数は？

Q. PiKOAの温浴施設は循環式浴槽と聞いているが、どのようなシステムか？また、管理方法は？

Q. PiKOAにおいて3年間で健康に関するような問題等が発生したことはあるか？

Q. レジオネラ属菌とはどのようなものか？

Q. レジオネラ症とはどのような症状が現れるのか？

Q. レジオネラ属菌の検査方法及び水質基準はどのように規定されているか？

Q. 市内の公衆浴場法に係る施設においてこの3年間でPiKOAと同様の事例は発生しているか？(レジオネラ属菌の検出)

Q. 今回の事件は8月6日の検体を採取してから21日に検査結果の報告を受けたことだが、なぜこれだけの期間が必要だったのか？

Q. 事件発生の際市の対処方法は？

Q. PiKOAで今回の件が発生した際の利用者及び地元の人たちの反応はどのようなものか？

Q. 施設の利用再開をするために、市、PFI事業者が行った対策は何か？

Q. 平成27年3月に東後楽会館でレジオネラ属菌が浴槽から検出されたそうだが、どのような対策を取ったのか？

Q. このような件が発生した場合、PFI事業契約の中で市が関われる範囲はどこまでか？

Q. なぐわし公園PFI事業の残りの事業期間について市としてどのようにとらえていくのか市の考えを伺いたい

【市長答弁】

なぐわし公園PiKOAは想定を上回る利用者があり大変喜ばしい状況ですが、今後を考えますと、経年による施設の劣化等も考えられますので、長期的な維持修繕計画の見直しを適宜行うなどして、事業期間を通じて適正かつ確実なサービス提供がなされるようにしてまいります。

「なぐわし公園周辺整備について」

Q. なぐわし公園整備の進捗状況は？

Q. なぐわし公園へのアクセス道路は照明灯が少なく、暗い状況だが、市の認識はどのようなものか？

Q. 市は公園内の芝生広場の利用方法をどのように考えているのか？

Q. なぐわし公園へのアクセス道路に照明の設置を考えると出来ないか

川越市政の

「こ」に注目!

川越市では、本年8月に公表いたしました「川越駅西口市有地活用事業計画」を踏まえ、具体的な施設計画及び事業手法などを内容とする「川越駅西口市有地活用事業提案競技 事業者募集要項」「要求水準書」及び「事業者選定基準」を、平成27年10月15日に公表いたしました。

事業手法としては、公募型提案競技方式により事業実施者を選定し、事業実施者に借地借家法(平成3年法律第90号)に規定する事業用定期借地権設定契約により、市有地の一部を貸し付けるとのこと。事業実施者は、行政機能、民間機能、安全と潤いの機能(民間整備)について必要な整備を行い、定められた範囲の維持管理運営等を行うものとする。行政機能については本施設完成後、市が事業実施者から賃借し、運営する。

土地の区分		施設及び機能の区分	
市有地	貸付地	本施設	行政機能 民間機能 安全と潤いの機能(民間整備)
	公共施設用地	公共施設	安全と潤いの機能(市整備) 自転車駐車場 バス等発着機能

マレットゴルフ場の修復作業 (9月12日)



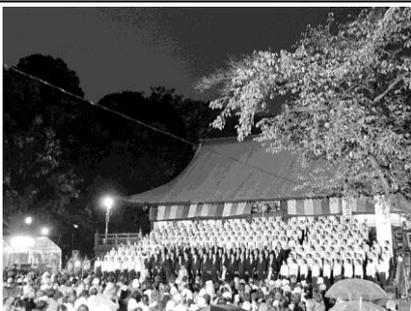
台風18号の被害による、マレットゴルフ場の修復に参加いたしました。

台風の浸水被害にも関わらず、芝生は力強く残っていました。

第九の夕べ in 喜多院(10月4日)

今年も恒例の第九の夕べ in 喜多院が開催されました。今年で記念の10回目となり、喜多院第九合唱団も小学生から88歳の合唱愛好者まで260名の方々の参加による大合唱団となり、秋の夜空でにぎわいました。

すべてがボランティアの方々で組織、運営しているこの事業も昨年は台風の影響で中止となった為、今年の合唱は昨年の分まで皆さん頑張りました。10



回目の記念にふさわしい大合唱でした!

ボランティアの皆さんありがとうございました。お疲れ様でした!